

桑名・員弁広域環境基本計画

# 木曽岬町 環境 アクション スラン

第1版(令和6年3月策定)

# Contents

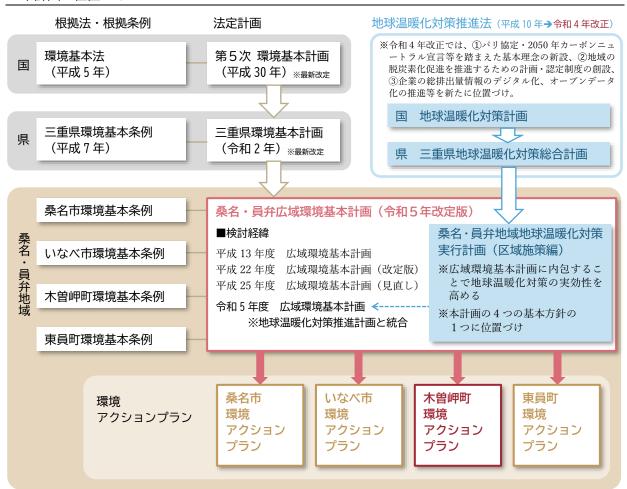
Ι	環境アクションプランの目的	1
	1. 計画の目的と位置付け	1
	2. 計画の概要	2
	3. 桑名・員弁広域環境基本計画の施策体系	4
Ι	対応すべき課題	6
	1. 地球規模での課題への対応	6
	2.木曽岬町を取り巻く状況	8
Ш	木曽岬町の取り組み	10
	1. これまでの主な取り組み	10
	2. 現状を踏まえた課題	11
	3. 二酸化炭素排出量の推移と将来目標	12
IV	アクションプランの具体的施策	17
	方針 I 地球をまもる 脱炭素の社会づくり	18
	方針 II 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり	22
	方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり	26
	方針IV みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり	30
٧	アクションプランの推進体制	32
	1. 計画推進の仕組み	32
	2. 計画の進行管理の流れ	33

## I 環境アクションプランの目的

## 1. 計画の目的と位置付け

- 桑名・員弁地域では、自治体の垣根を越えて広域的に環境の取り組みを進めることを目指し、2市 2町において環境基本条例を制定し、桑名・員弁地域での環境に関する計画として桑名・員弁広域 環境基本計画を策定し、計画に基づき、桑名・員弁地域共通の取り組みや2市2町の取り組みを推 進してきました。
- 一方、地球規模での気候変動が進む中で、令和4年に地球温暖化対策推進法が改正され、国の2050年カーボンニュートラル宣言を始め、地球温暖化対策を従来以上に推進することが期待されます。
- 脱炭素化の推進、生物多様性の保全などの制度や仕組み、新たな技術革新などは日々進んでおり、 また、環境を取り巻く社会情勢や住民・事業者との関係等については、地域それぞれで異なります。
- 本アクションプランは、2市2町がこれまでより自由度高く、様々な環境施策を実施できるように、2市2町で目指す「桑名・員弁広域環境基本計画」の実現を目指しながらも、それぞれの市町の判断で自らプランを見直し、改善できるように、位置づけたものです。

#### ■本計画の位置づけ



## 2. 計画の概要

## (1)計画の目的

### ①計画の期間

- アクションプランの根拠となる「桑名・員弁広域環境基本計画」(以後、広域環境基本計画)の計画期間は令和6年度から15年度までの10年間であり、概ね5年間での見直しを行う予定です。
- 本アクションプランは概ね5年後を見据えながらも、2市2町及び2市2町の環境審議会の判断 において適宜改定できるものとします。
- なお、本アクションプランは地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包しており、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)としての目標年度は2030年度とします。

### ②計画区域

区分	対象とする内容		
計画全体	桑名・員弁地域全域(桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町)		
アクションプラン	木曽岬町全域		

## ③計画の対象範囲

● 広域環境基本計画が対象とする環境の範囲は、下表のとおりです。

区分	対象とする内容
地球	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギーなど
ごみ・資源	家庭系ごみ、事業系ごみ、リサイクル、廃棄物処理など
自然	動植物、生態系、森林、農地、水辺、公園・緑地など
生活	大気、水質、土壌、騒音、振動、臭い、日照、地盤沈下、不法投棄など

- 地球温暖化対策推進法に示される温室効果ガスのうち、本計画では、温室効果ガス排出量全体に 占める割合や排出量の実態、把握の難易度などを考慮して、二酸化炭素のみを対象とします。
- 二酸化炭素の発生状況を把握する部門は、産業部門と家庭部門、業務その他部門、運輸部門、廃棄物部門、工業プロセス部門とします。

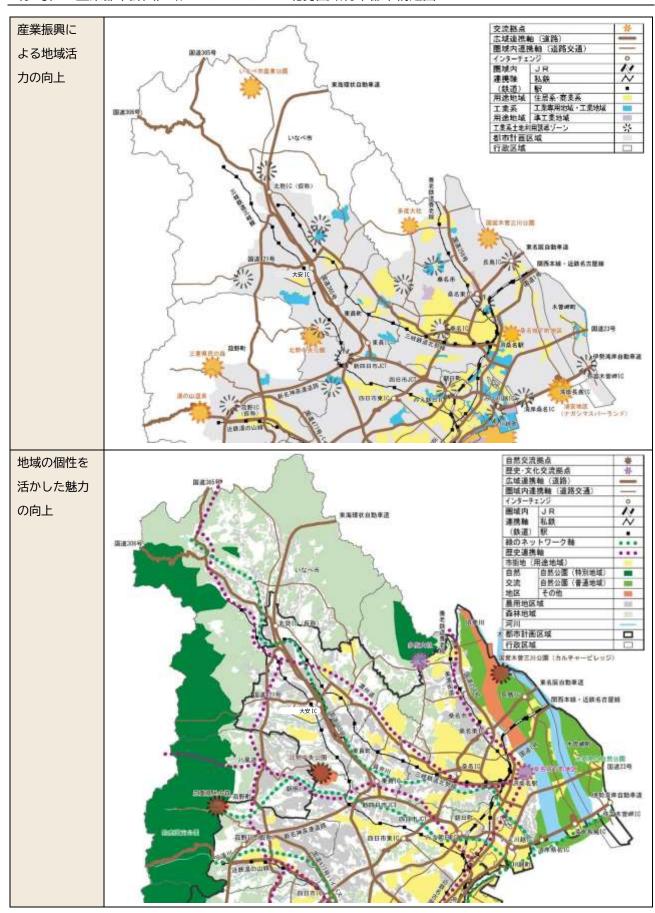
## (2)環境基本条例に定める基本理念

● 桑名・員弁地域では、2市2町において策定した「環境基本条例」に基づき環境に向けた様々な取り組みを展開しています。環境基本条例に位置づけた「基本理念(第3条)」は以下のとおりです。

第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分かち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築されるように行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の 環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

星本条例(拔料)



## 3. 桑名・員弁広域環境基本計画の施策体系

● 広域環境基本計画では地球環境のこと、暮らしのこと、自然のことを、みんなで考え、守っていくために、目標とする将来像、4つの基本方針と、その実現のための施策を設定しています。

#### 目標

#### 4つの基本方針

## 地球を まもる

#### 脱炭素の社会づくり

2050 年度のカーボンニュートラルの実現を目指して、効率的なエネルギーの活用や脱炭素化を進めて、みんなで地球を守っていきます。

#### ■実現したい未来の姿

- ・みんなができることを行い脱炭素化が実現している
- ・再生可能エネルギーが当たり前に使われている など



## 暮らしを まもる

### 安心・快適なまちづくり

まちとして安心、快適に暮らせる環境を整えながら、一 人ひとりもごみになるものを減らしながら、みんなで暮 らしを守っていきます。

#### ■実現したい未来の姿

- ・変化する自然環境に対応しており安心して暮らせる
- ・リサイクル等が進みごみになるものが減っている など



## 自然を まもる

#### 共生する地域づくり

地域の豊かなみどりやみずの自然環境を保全し、そこに 多様な生態系が育まれるよう取り組みながら、みんなで 地域の自然を守っていきます。

#### ■実現したい未来の姿

- ・みどりとみずの豊かな自然環境が保全されている
- ・自然環境に支えられ、多くの生き物が生息している など



## みんなで まもる

### パートナーシップの仕組みづくり

暮らす人、働く人、訪れる人など地域のみんなが、環境 のことに関心をもち、行動できるように、地域のみんな で守る仕組みをつくります。

#### ■実現したい未来の姿

- ・環境のことを、色々な場所で学べる
- ・住民・事業者・行政が連携して行動する仕組みがある など



#### 施策体系

評価指標

施策 I - 1 創エネ・省エネの 促進

取り組み 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

取り組み**②** 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

施策 I - 2 環境に配慮した 行動への転換促進 取り組み❸ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

取り組み 母 環境に配慮した交通体系への転換を促す

施策Ⅱ-1

安心・快適な暮らしを支える環境の形成

取り組み ② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

施策Ⅱ-2

ごみを適正に処理する仕組みの形成

取り組み<br />
3 ごみとなるものを減らす

取り組み ごみを適正に処理する

施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い 自然環境の保全 取り組み**①** 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

取り組み ② 農地や林地を適正に保全する

施策Ⅲ-2 人と生き物が共生 する生態系の保全

取り組み 3 在来の自然生態系を守り育む

取り組み 人と生き物が共生できる環境をつくる

施策IV-1 環境学習の充実 取り組み 環境に関する情報をまとめ発信する

取り組み ② 環境学習が受けられる機会を増やす

施策IV-2 環境保全活動に参加

しやすい環境づくり

取り組み 全住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する

取り組み ◆ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

指標1

二酸化炭素の 排出量を削減する

2050年の脱炭素化の実現に向けて、2013年の二酸化炭素排出量に対し、以下の目標を設定。

【2030年】 47%削減 【2050年】 100%削減

指標2

ごみの排出量を削減する

住民、事業者との連携を 通じて、1人1日あたり のごみの排出量を可能な 限り減らす。

[2030年] 636 9/

人・日

【2033年】さらに 減少

指標3

みどり(緑の面積)を 適切に維持する

二酸化炭素の吸収源として、地域にある公園、田畑、林地などの「みどり」を維持する。

【2030年】 25,789ha

【2033年】 将来に 渡り維持

## Ⅱ 対応すべき課題

## 1. 地球規模での課題と対応

- 地球温暖化や生物多様性の保全などの環境に関する問題への対応は、国際的な課題として各国が 連携して取り組んでいくことが求められています。
- 2市2町は住民や事業者に最も身近な自治体として、わが国や三重県の進む方向性を踏まえながら、環境問題に取り組んでいくことが必要です。
- 地球規模での国際的な課題を大きく整理すると、以下のとおりです。

#### 課題 1 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

- JCCCA(全国地球温暖化防止活動推進センター)による地球の気温の将来予測では、 2081年~2100年で最大で5.7℃上昇するとされています。
- 地球温暖化に伴う気温上昇や極端な降水状況(大雨、渇水等)などの気候変動が生じている中で、地球温暖化の緩和に向けた取り組みと、進み続ける気候変動に適応するための取り組みが求められています。



#### 課題2 生物多様性の保全

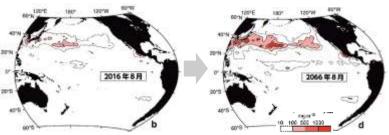
- 生物多様性とは「多様な生きものが多様な 環境に豊かに生息している"状態"」を示し ており、①生態系の多様性、②種の多様 性、③遺伝子の多様性から成り立ちます。
- 山と海、森と川など、野生生物が生息する 環境のつながり(生態系ネットワーク)を 確保するための取り組みが求められています。
- ■生態系ネットワーク(みえ生物多様性推進プラン(第3期))



#### 課題3 海洋プラスチックごみの対策

- マイクロプラスチック(5mm以下の微細なプラスチックごみ)による海洋汚染など、プラスチックごみ問題や、過剰生産による食品ロス問題などに対して、ごみを減らす、適切に処理するためのごみ問題への対応が重要となっています。
- わが国では、3Rの推進によるごみとなるものの減量等を含めた様々な取り組みが進んでいます。

■2016 年時点と 50 年後の 海洋表層マイクロプラス チック重量濃度分布 (環境白書・循環型社会白 書・生物多様性白書より)



#### 課題4 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

- SDGs (Sustainable Development Goals、 持続可能な開発目標)は、2030年までに 持続可能でより良い世界を目指す国際目標 であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。
- わが国も国際社会の一員として積極的に取り組んでおり、住民や事業者にとって最も 身近な基礎自治体としての対応が求められます。

#### ■SDGs (持続可能な開発目標)

## SUSTAINABLE GOALS





















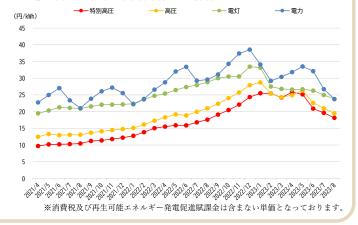




#### 課題 コネルギー価格高騰や感染拡大等の予測不能な事態への対応

- ■国際情勢の変化に伴うエネルギー価格の高騰や、新型コロナウイルス感染拡大に伴うライフスタイルの変化を受けて、再生可能エネルギーの活用や、家庭での光熱費抑制の動き等が進んでいます。
- 中部管内でも、国のエネルギー政策に伴う変動はあるものの、長期的には電力価格、 ガソリン価格等のエネルギー価格の高騰が 進んでいます。

#### ■電力料金の推移(中部管内の場合)

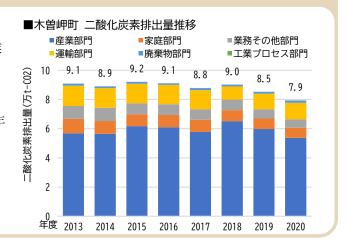


## 2. 木曽岬町を取り巻く環境

● 木曽岬町を取り巻く脱炭素化や地球温暖化、廃棄物処理等の諸課題を整理します。

#### 課題 ・ 脱炭素化に向けたに温室効果ガス排出量削減の必要性

- 木曽岬町の二酸化炭素排出量は、2013年から 横ばい傾向が続いてましたが、2018年の産業 部門からの増加が見られた以降は、減少傾向 となっています。
- 家庭部門、運輸部門を含めて全体的に 2013 年 時点と比べて減少しており、今後も住民や事 業者等と連携しながら、温室効果ガス排出量 の抑制に向けた取り組みを進めることが求め られます。



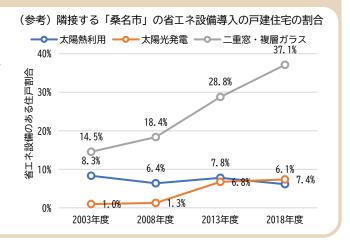
#### 課題**⑦** リサイクル等を通じたごみとなるものを減らす取り組みの必要性

- 木曽岬町からのごみ焼却量は、長期的には年間2千トン程度で推移しており、単年の突発的な増加を除くと概ね横ばいです。
- 木曽岬町では、桑名広域清掃事業組合(リサイクルの森)と連携しながら、リデュース、 リユース、リサイクルの3Rの推進を中心に 取り組んでいます。
- 今後もこれらの取り組みをさらに進め、ごみとなるものを減らしていくことが求められま



#### 課題❸ 再エネ、省エネ設備等の導入促進の必要性

- 日々の暮らしや生産活動の脱炭素化に向けて は、再生可能エネルギーへの切替や、省エネ ルギー設備の導入等が効果的ですが、例えば 隣接する桑名市の場合、戸建住宅のうち太陽 光発電を導入している住宅は7%程度です。
- 再エネ、省エネ設備の導入は年々増加傾向に あるため、この増加傾向を継続し環境性能の 高い住宅、建物を普及していくことが求めら れます。



### 課題 まちの活況と脱炭素化の両立の必要性

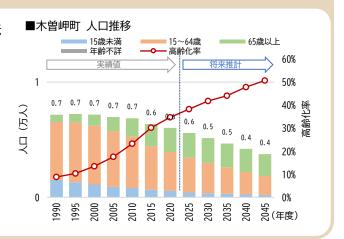
- 産業等の町内総生産額は年々増加していますが、町内総生産あたりのエネルギー消費量は減少傾向となっており、産業活動が活発化する中でも、エネルギー消費の効率化が進んでいる状況です。
- この傾向を継続していくことは、経済の活況 と脱炭素化の両立にとって重要であり、事業 者と連携しながら、産業分野での脱炭素化を 図っていくことが求められます。

#### ■木曽岬町 町内総生産とエネルギー消費量



#### 

- 木曽岬町の人口は1995年をピークに減少に転じています。将来推計でも減少傾向は続き、 一方で高齢者人口は増加するため、高齢化率が5割に届く水準と予測されています。
- 人口構造の変化とともに、ライフスタイルの変化や家庭での時間の増加等から、家庭からの環境負荷が増える可能性があり、住民とともに家庭での環境配慮行動を促進していくことが求められます。



#### 課題● 広域的な交通環境の充実に伴う自動車増加への対応の必要性

- 町を横断する国道 23 号、伊勢湾岸自動車は、 三重県と愛知県の大動脈であり、多くの自動 車が町を通過し、大型車も多いことから、環 境負荷が大きい道路です。
- 家庭、業務、物流など様々な場面での自動車 への依存が高い中で、次世代自動車への転換 促進など、自動車からの温室効果ガス排出量 の抑制に取り組むことが求められます。



## Ⅲ 木曽岬町の取り組み

## 1. これまでの主な取り組み

木曽岬町では、学校敷地内に整備した学校の森やビオトープを活用した自然体験に取り組むとともに、町民のリサイクル意識を高め、ごみの減量を図るための周知・啓発を進めています。

また、稼働中の木曽岬干拓地メガソーラー発電所を含め、エネルギーの地産地消や、再生可能エネルギーの導入促進等の取り組みを検討してきました。

令和5年3月には「木曽岬町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同時期には電気自動車の活用推進等の観点から事業者と連携強化に向けた新たな仕組みを構築しています。

## ①ビオトープを活用した自然学習会の取り組み

- 木曽岬小学校南側に整備した自然観察公園 「ビオトープ」では、散策路や小鳥の森、水 生植物が生息する湿地帯など、快適な水辺 環境が再現されていて地域の憩いの場となっています。また、子どもたちへの自然学習 の場として活用しています。
- ビオトープの水田では、地元農家の方にご協力いただき、毎年小学5年生が田植えと収穫を体験し、米作りを体験する貴重な場となっています。





## ②電気自動車を活用した脱炭素化と防災力強化に向けた日産自動車との連携

- 木曽岬町と日産自動車株式会社、三重日産 自動車株式会社の3者は、令和5年3月16 日に「電気自動車を活用した脱炭素化及び 災害に強いまちづくりに関する連携協定」 を締結しました。
- 本協定は、電気自動車(EV)の普及や脱炭素化の推進と同時に、木曽岬町で災害による停電が発生した際、日産の販売会社から貸与する電気自動車等から電力供給を行う協定です。



## 2. 現状を踏まえた課題

● 平成 26 年度「桑名・員弁広域環境基本計画」に基づく4つの目標に対して、木曽岬町のこれまでの取り組みを踏まえた課題を以下に整理します。

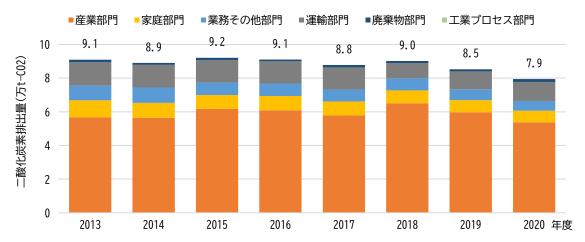
環境づくりの基本目標	木曽岬町の課題	
基本目標 <b>①</b> 地球環境に配慮した、	<ul><li>木曽岬干拓地メガソーラーで発電される電気(再生可能エネルギー)の 地産地消を推進していくことが求められます。</li></ul>	
資源やエネルギーが 大切にされる循環型 社会の地域づくり	• 木曽岬干拓地での未利用地について、十分に環境に配慮しながら、伊勢 湾岸道路以南の開発整備の推進が求められます。	
	• 住宅や事業所等での再生可能エネルギーの導入に向けて、補助制度等の 積極的な活用等の情報発信を図ることが求められます。	
基本目標 <b>②</b> 豊かな自然が守られた、 水と緑と人が共生する	<ul><li>輪中に広がる優良な農業環境や豊かな自然環境を維持しながら、住宅地、 商業地、工業地等を確保しコンパクトな市街地を形成するために、計画 的な土地利用の誘導が求められます。</li></ul>	
魅力ある地域づくり	<ul><li>中央幹線排水路沿いなどの水質浄化とあわせて、桜並木や輪中の農地、 堤など特有の農業景観などを継承することが求められます。</li></ul>	
基本目標 <b>③</b> 安らぎの空間のなかで、 安心・快適に暮らせる	<ul><li>町民が憩い、水辺等の自然に親しむことができる公園・緑地について、町 民、事業者等とともに適切な管理を継続できる仕組みづくりが求められ ます。</li></ul>	
地域づくり	• 自主運行バスの利便性向上や利用促進を進め、自家用車からの転換を図るために、自主運行バスの安定的な運営やサービス拡充等が求められます。	
	<ul><li>地球温暖化による海面上昇に伴う津波被害の懸念や、台風等の激甚化、 頻発化等、自然災害被害の脅威が増す中で、これに適応した防災対策の 推進が求められます。</li></ul>	
基本目標❹ 協働でつくる、 人と環境にやさしい	<ul><li>自然学習等が行われている「ビオトープ」や隣接する「学校の森」について、より多くの子どもたちが快適に利用できるよう、適正な維持管理が求められます。</li></ul>	
地域づくり	<ul><li>町民や来訪者に親しまれる美しい景観を継承していくために、桜並木や町民に身近な公園が、地域の自治会等により管理されるなど、行政と地域が協働する仕組みづくりが求められます。</li></ul>	
	全国的に展開されているこどもエコクラブ活動への参加を促進するため、小中学校を通じた周知・啓発等に取り組むことが求められます。	

## 3. 二酸化炭素排出量の推移と将来目標

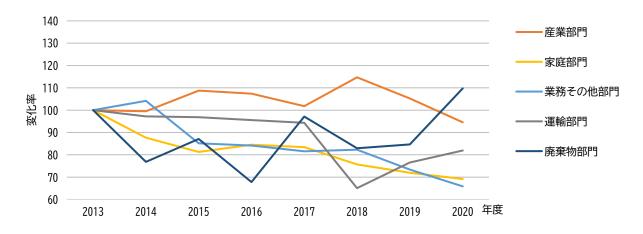
## (1) 二酸化炭素排出量の推移

- ・ 木曽岬町の二酸化炭素排出量は、2013 年度から 2019 年度にかけて約9万 t- $CO_2$ でほぼ横ばいで 推移していましたが、2020 年度には約8万 t- $CO_2$  と微減しました。
- 産業部門の排出量は2013年度から2018年度にかけて増加傾向にありましたが、2019年度からに減少に転じ、2020年度は2013年度より小さい値になっています。
- 産業部門と廃棄物部門以外の部門は概ね減少傾向にあります。
- ■二酸化炭素排出量の部門別内訳 (2020 年度) 廃棄物部門 2.1% 運輸部門 14.3% 業務その他部門 7.3% 家庭部門 8.7% 産業部門 67.6%
- 部門別の割合をみると産業部門が約 68%、運輸部門が約 14%、家庭部門が約 9%を占めています。
- 工業プロセス部門からの排出はありません。

#### ■二酸化炭素排出量の推移



#### ■部門別の二酸化炭素排出量の変化率(2013年度を100とする)



## (2) 二酸化炭素排出量の増減要因

• 二酸化炭素排出量の増減要因は以下のとおりです。

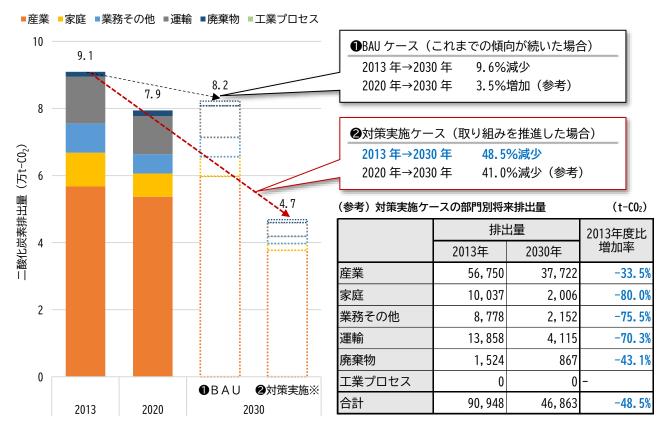
部門	増減要因		
産業部門	<ul> <li>製造品出荷額は増減を繰り返しており、二酸化炭素排出量の推移とほぼ相似の推移をしていることから、製造業の活動規模が排出量に大きな影響を与えていると考えられます。</li> <li>200 100 416 450 421 424 424 424 404 400 400 416 450 421 424 424 400 400 400 400 400 400 400 400</li></ul>		
家庭部門	<ul> <li>世帯あたりエネルギー消費量は 2014 年度に減少し、2015 年度以降はほぼ横ばいです。</li> <li>世帯数も大きな変化はないことから、電力排出係数の減少が排出量の主な減少要因であると考えられます。</li> <li>2,500 2,256-2,213 2,174 2,226-2,266 2,283 2,340 2,208 80 画板ボーナギビバー (幹里) 50.0 またり 50.0 はおいても 1,500 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 年度</li> </ul>		
業務その他部門	エネルギー消費量と電力排出係数がと もに減少していることから、省エネや 発電に占める再生可能エネルギー比率 の上昇などが二酸化炭素排出量の現象 要因となっていると考えられます。     コの    2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 年度     コの    コの    126 129 126 130 123 112 0.6 123 1		
運輸部門	● 自動車保有台数は横ばいで推移しているのに対して、自動車 1 台あたりのエネルギー消費量が緩やかに減少を続けていることから、低燃費車や次世代自動車の普及が進んだことが減少要因と考えられます。		
廃棄物部門	<ul> <li>プラスチックごみの排出量の推移と二酸化炭素排出量の推移はほぼ相似しており、2020 年度にプラスチックごみの焼却量が増加しています。</li> <li>RDF 発電から廃棄物の焼却に処理方法を変更したことが増減要因の1つと考えられます。</li> </ul> 800 600		

## (3) 排出量の削減ポテンシャル

- 二酸化炭素排出量の削減目標を設定するにあたり、BAU(現状すう勢)ケースと対策実施ケースの2つのケースを想定して、2030年度の二酸化炭素排出量を将来推計しました。
- BAU ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 $8.2 \, \mathrm{T}$  t-CO<sub>2</sub>となり、2013 年度比で 9.6% の減少となることが予測されます。
- 対策実施ケースの 2030 年度における二酸化炭素排出量は約 4.7 万 t-CO<sub>2</sub> となり、2013 年度比で 48.5%の減少となることが予測されます。
- 2013年度と比べた場合の2030年度の排出量は、人口減少などの影響からBAUケースで減少し、 対策実施ケースでの各種取り組みの影響でさらに減少することとなります。

将来推計のケース	内容
● BAU ケース	<ul><li>排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みを行わないことを想定したケース。</li><li>二酸化炭素排出量の推移や、人口・世帯数や製造品出荷額などの各部門の活動規模を表す指標のトレンド分析や将来予測値を踏まえて将来の排出量を推計する。(三重県と概ね同様の手法を採用)</li></ul>
② 対策実施ケース	<ul> <li>排出量の削減に関する技術の進展や製品の普及、節電や省エネ等の取り組みによる削減効果を考慮したケース。</li> <li>国と三重県による削減に向けた取り組みによる本市への波及効果を、国・県の削減効果をその取り組みに関する活動規模を表す指標の市と国・県の比率で按分する形で推計し、BAUケースの推計結果に反映する。(国や県と同程度の水準で各取り組みを推進することが前提)</li> </ul>

#### ■将来排出量

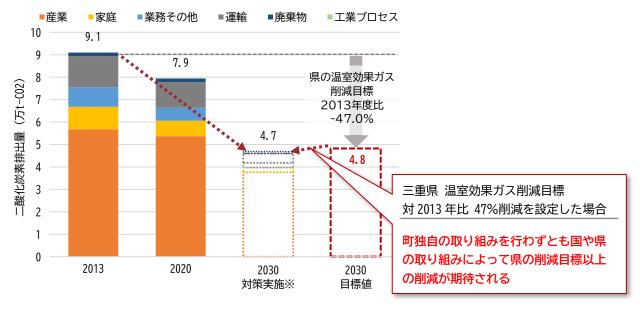


※国と県の取り組みによっていなべ市に波及する削減効果のみを考慮した場合の 2030 年度の排出量

## (4) 二酸化炭素排出量の削減目標

- 国と県による対策実施ケースで、県の削減目標(2030年度の排出量を2013年度比で47%削減)を上回る削減(48.5%削減)が期待されます。
- ただし、国や県の補助等を活用しながら、木曽岬町においても同水準の内容で新技術の導入促進等の取り組みを進めることが前提となります。

#### ■将来排出量と削減目標



※国と県の取り組みによって木曽岬町に波及する削減効果のみを考慮した場合の 2030 年度の排出量



## IV アクションプランの具体的施策

- 本アクションプランは、桑名・員弁広域環境基本計画の実現に向けた、木曽岬町における具体的施 策を位置づけ、着実な業務遂行を図るものです。
- 以下に示す桑名・員弁広域環境基本計画に位置づけた4つの基本方針に紐づく施策及び具体的な 取り組みについて、次頁よりまとめます。

### 方針 I 地球をまもる 脱炭素の社会づくり

施策	取り組み
I-1	①再生可能エネルギー設備の導入を推進する
創エネ・省エネの促進	②創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する
I-2	③環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す
環境に配慮した行動への転換促進	④環境に配慮した交通体系への転換を促す

## 方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり

施策	取り組み
Ⅱ-1	①暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する
安心・快適な暮らしを支える環境の 形成	②衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する
II-2	③ごみとなるものを減らす
ごみを適正に処理する仕組みの形成	④ごみを適正に処理する

#### 方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり

施策	取り組み
<b>Ⅲ-1</b>	①身近な「みどり・みず」の空間を創出する
魅力的で質の高い自然環境の保全	②農地や林地を適正に保全する
<b>Ⅲ-2</b>	③在来の自然生態系を守り育む
人と生き物が共生する生態系の保全	④人と生き物が共生できる環境をつくる

### 方針IV みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり

施策	取り組み
IV-1	①環境に関する情報をまとめ発信する
環境学習の充実	②環境学習が受けられる機会を増やす
IV-2 理辞保会活動に会加しぬまり理接づ	③住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する
環境保全活動に参加しやすい環境づ くり	④民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

## 方針 I 地球をまもる 脱炭素の社会づくり

## 施策 [-1 創エネ・省エネの促進

#### 取り組み① 再生可能エネルギー設備の導入を推進する

- 2050 年の脱炭素化、2030 年までの対 2013 年比での 47%削減目標を達成するためには、住宅や建物、 公共施設などで使用するエネルギーを、可能な限り再生可能エネルギーに転換し、発電等に伴う温室効 果ガス排出を減らしていくことが重要となります。
- 再生可能エネルギー設備の導入を段階的に進めていくため、公共施設の屋根や空きスペース等を活用し、太陽光、風力など再生可能エネルギー発電設備の設置を検討します。
- 木曽岬干拓地の活用について、国、県、関係自治体との調整の中で、環境に配慮した開発を進めること について、要請していきます。
- 住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対して、設置に要する経費の一部補助による支援を行う とともに、県が進める住宅向け太陽光発電設備の共同設置等の補助制度に関する情報発信を行います。
- また、再生可能エネルギー設備の導入促進に向けて、町民、事業者への情報発信を行います。
- 公共施設での再生可能エネルギー発電設備の導入検討
- 2 木曽岬干拓地での環境に配慮した開発への要請
- お曽岬町住宅用発電施設設置補助の実施及び県補助制度に関する情報発信
- 町民、事業者への導入促進に向けた情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022年)	目指す方向性
① 公共施設への太陽光発電設備の設置施設数	3 施設	施設数の増加を目指す
② 町民向けの太陽光発電設備導入補助の申請数 (共同購入含む)	2件	設置件数の増加を目指す

#### Column 三重県太陽光発電設備等の共同購入に関する補助制度(令和 5 年度)

- 三重県の取り組む、太陽光発電設備や蓄電池 の購入を希望する家庭や事業者に対する補 助事業です。
- 一括発注によるスケールメリットを活かし て価格を抑えることで、太陽光発電設備等の 普及拡大を図る事業となっています。

太陽光パネル\*のみ、太陽光パネル\*+蓄電池、蓄電池のみの3つのプランが用意されています。

※発電量 10kW 未満のもの





#### 取り組み② 創エネ・省エネにより脱炭素化を推進する

- 行政による先導的な創エネ・省エネの取り組みを推進するため、木曽岬町ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、積極的な取り組みを推進するとともに、時代に合わせて適宜見直していきます。
- 公共施設での省エネ化に向けて、照明器具の LED 化や省エネ性能の高い電化製品の導入等を促進する とともに、公共施設の閉庁時について、空調停止や照明の間引きなどにより省エネに取り組みます。
- 住宅や事業所等における脱炭素化を推進するため、エネルギー効率の低い古い家電を省エネ家電に換えることや、使用する電力を化石燃料由来から、再生可能エネルギー由来に切り替えること、環境性能の高い住宅(ZEH)住宅等)を検討することなどのメリット等の情報発信を行います。
- 公共施設での省エネ機材の導入促進
- ② 公共施設でのLED照明の導入
- ③ 閉庁時の空調停止、照明間引き
- 創エネ・省エネ設備導入に関する情報発信
- 5 環境由来エネルギーへの切替に関する情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 公共施設でのエネルギー使用量(電気消費量)	年間 933, 964kWh	使用量の減少を目指す
② 環境由来エネルギーに関する情報発信実施数	1 件	実施数の増加を目指す

#### Column 省エネ家電について

家電の省エネ性能は年々向上して おり、古い家電の買い替えはエネ ルギー消費量の抑制になります。 家電の省エネ性能は「統一省エネ ラベル」で分かりやすく表示され ています。





#### Column ZEH (Net Zero Energy House) について

太陽光発電による電力創出・省エネルギー設備の導入・外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが多い住宅をZEH 住宅と呼びます。



## 施策 I-2 環境に配慮した行動への転換促進

#### 取り組み③ 環境にやさしい日常生活、経済活動への転換を促す

- 脱炭素化の推進については、町民や事業者、行政など、地域で活動する全ての人や組織・団体が、それ ぞれの活動の中で、環境に配慮した行動を意識し、実践することが重要です。
- 住宅や工場等の緑化による省エネ等の推進に向けて、ソウインコンポ (ごみ処理過程で生成される肥料) や、つる性植物の苗を配布し、グリーンカーテン事業を継続します。
- 国や県の進める環境配慮行動の促進に向けた事業や運動(例:環境省 COOL CHOICE 運動等)について 最新の情報を収集し、町民や事業者の日常生活や経済活動の転換を促すための情報発信を行います。
- グリーンカーテン事業(町民、事業者)
- ② 国や県の環境配慮行動の事業や運動等の最新情報の収集と情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① ソウインコンポの配布数	500 袋	配布数の増加を目指す
② つる性植物の苗の配布数	1,050件	配布数の増加を目指す

#### Column ソウインコンポについて

桑名広域環境管理センターでは、2市2町(桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町)から発生した、し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理をしていますが、この処理過程で発生した余剰汚泥を脱水・乾燥させ、普通肥料として肥料登録し、し尿汚泥肥料『ソウインコンポ』を生産しています。

この「ソウインコンポ」を、2 市 2 町の居住者に対し、春 (5 月頃)秋 (11 月頃)の 2 回、無料で配布しています。



### 取り組み④ 環境に配慮した交通体系への転換を促す

- 公用車の温室効果ガス排出量の抑制に向けて、公用車更新時に積極的に次世代自動車(EV、水素燃料等)への置き換えを推進します。
- 次世代自動車の普及に向けては、共同住宅、従業員駐車場等でのEV充電設備設置等の補助制度について、県支援事業等を含めた情報発信を行います。
- 自動車に過度に依存しない環境配慮型の交通体系に向けて、地域を巡る生活の足として運行するコミュニティバスについて、将来にわたり継続し、利用促進を図るための利便性の向上に取り組むとともに、公共交通の利用促進に向けた情報を発信します。
- また、自動車を利用せざるを得ない状況がある中で、自動車を利用する際の温室効果ガス排出量を抑制 するために、エコドライブに関する情報を発信します。
- 公用車の次世代自動車への置き換え
- ② 共同住宅等でのEV充電設備導入支援
- 3 コミュニティバスの維持・拡充
- 4 公共交通利用促進に関する情報発信
- **⑤** エコドライブに関する情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 公用車の次世代自動車の導入台数	1台	導入台数の増加を目指す
② コミュニティバスの利用者数	139, 412 人	利用者数の増加を目指す

#### olumn 次世代自動車の種別

次世代自動車には様々な種別があり、大きく EV (電気自動車) や HEV・PHEV(ハイブリット車)、FCEV (水素等燃料電池車) の領域 に分けられます。町内の次世代自動車の多くは HEV (ハイブリッド車) であり、EV 等の 国内普及率はごく小さい状況です。





## 方針Ⅱ 暮らしをまもる 安心・快適なまちづくり

## 施策Ⅱ-1 安心・快適な暮らしを支える環境の形成

#### 取り組み① 暮らしを取り巻く環境変化を監視し適切に対応する

- 町民の安全・安心で快適な暮らしには、水や空気等の自然環境や騒音、振動等の生活環境が適切な形で 維持され、問題が生じた場合には迅速に対応していくことが必要となります。
- 環境保全協定の締結事業者に対して、協定に基づく適正な水質汚濁物質排出報告を促すとともに、適正な振動・騒音状況報告を促します。
- 事業者の経済活動等において、大気、水質、騒音、振動等の監視・測定において異常が生じた場合に適正な指導を行うとともに、町民等からの苦情を受けた箇所について、調査を実施し、原因者が認められる場合には適正な指導を行います。
- また、中央幹線排水路の水質調査地点について、継続的に調査を実施するとともに、道路、工場等の騒音、振動等の環境問題の生じる箇所を中心に監視・測定を行います。
- 水質汚濁物質排出報告義務(事業者)
- ② 振動・騒音状況報告義務(事業者)
- 臭気測定調査の実施(苦情対応等)
- 4 水質状況調査(用水路)
- ⑤ 騒音、振動の監視・測定
- 6 公害防止等に関する事業者への指導の実施

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 環境保全協定の締結事業者数	0 社	締結数の増加を目指す

#### 取り組み② 衛生的で自然災害の不安のない住環境を形成する

- 地球温暖化が進む中で、近年、全国各地で強い台風や集中豪雨などの異常気象が観測されており、これによる自然災害が発生しています。自然災害への不安なく、衛生的に暮らすことのできる住環境を確保していくことが求められています。
- 排水処理施設や下水道施設の適切な運用及び処理性能の維持を目的とした維持管理を行い、老朽化への効率的な対応を図ります。
- 住環境の適正な維持のため、空き家・空き地バンクの活用による定住促進・住環境の向上を図ります。
- 排水処理施設の整備・維持
- ② 下水道の整備及び維持
- ❸ 空き家・空き地の解消に向けた取り組みの実施

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 公共下水道の普及率	99.0%	普及率の増加を目指す
② 空き家バンク利用促進	2件/3件	売買等件数、登録件数の増
(累計売買等件数/累計登録件数)	(2021年実績)	加(6件/8件)を目指す

#### Column 放置空き家がもたらす被害について

放置された空き家が 増えることは、老朽 化による東海や景観 の悪化、放火による 火災、治安の悪化な どが考えられます。

また、環境面では老 朽施設の廃棄時のご みの発生や、空き家 に野生生物が住み着 くこと等の問題があ ります。

(NPO 法人 空家・ 空地管理センター)

#### ▶ 老朽化による倒壊



なぜ老朽化した空き家の倒壊 の危険性が社会問題となって いるのでしょうか。それは、 日本の家が主に木で造られて いることが要因です。木で造

られた家は定期的な換気や適切な管理を行わないと、弱くなってき、構造材としての役目を果たすことができなくなってしまい、小さな地震や台風でも倒壊する建物が出ています。

#### ▶ 放火による火災



日本全国の総出火件数は 44,102件(平成24年1月~12 月)で、原因の1位は「放火」 となっています。空き家は人 の目がなく、燃えやすい枯

草、ゴミ、紙ゴミなどが散乱していることが多いため、不審者による放火の可能性が高くなってしまいます。

#### ▶ 景観の悪化



空き家の倒壊の危険性と合わせて、その空き家・空地が周辺環境に大きな悪影響を及ぼす景観の問題もあります。どのように管理すれば治安の悪

化や景観破壊の原因とならずに済むのでしょうか。それは「外観を綺麗に保つ」ことにあります。

#### ▶ 不審者による治安悪化



不審者が狙っているのは「誰 も来る可能性がない家」で す。さらに、家の中に家財道 具や布団などが揃っている住 宅も標的になる可能性が高く

なります。つまり、空き家管理をしっかり行っ ていれば、被害に遭う可能性も低くなります。

### 施策Ⅱ-2 ごみを適正に処理する仕組みの形成

#### 取り組み③ ごみとなるものを減らす

- 家庭からのごみを減らすための取り組みとして、家庭での生ごみ処理機の導入を促進するための支援を継続して行います。
- ごみ分別の周知に向けたハンドブック冊子の配布などの取り組みを継続しながら、分別方法の変更等に合わせた改定等を行うとともに、若い世代への情報発信ツールとしてごみ分別アプリの配信・活用を進めていきます。
- リデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進に向けて、小学校や自治会、事業者等への3Rの呼びかけなど、情報発信を行うとともに、小学校で実施している「ごみに関する出前講座」を継続しながら、学習内容の改善を図ります。
- 行政職員は、積極的に3Rの取り組みを実践し、その取り組み実績や実施効果について情報発信を行います。
- 生ごみ処理機等購入費補助
- ② ごみ分別に関する情報発信(ハンドブック冊子の配布、ごみ分別アプリの配信・活用)
- 3 Rに関する情報発信
- 4 ごみの出前講座の実施(小学校)
- **⑤** 行政による3Rの取り組みの実践

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 生ごみ処理機等購入費の補助件数	年間4件	件数の増加を目指す
② ごみ分別アプリのダウンロード件数	年間 59 件	件数の増加を目指す

#### Column 生ごみ処理機等購入費補助

家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、 電気式生ごみ処理機やコンポスト容器購入者に対 して交付する補助金。制度の改訂により、機器の 買い替え時(前回より7年経過後)にも当該制度 が活用できるようになっています。

	【補助の内容】	
40 30	電気式生ごみ処理機	コンポスト容器
申請できる台数	1/5/00	2基/回
補助金額	上版20,000円	上限4,000円/基

※いずれも購入金額の 1/2 以内となります。

### Column ごみの出し方ハンドブック

木曽岬町では「ごみの 出し方ハンドブック」 を各世帯に配布し、資 源・ごみの処理・活用 のしかたや、適切な出 し方等を周知していま す。



#### 取り組み④ ごみを適正に処理する

- 自治会等の各種団体が取り組む資源ごみの回収活動に対して、分別収集事業(資源ごみ回収事業)報奨 金や資源ごみ収集団体育成助成金を通じた支援を継続します。
- 資源ごみ回収団体として登録された団体の活動支援を継続するとともに、各団体からの実績報告を受 けて適正な対応を図ります。
- 様々な廃棄物の効率的な収集、運搬の実現に向けて、民間委託を継続しながら、より効率的な方法等に ついて検討します。
- 必要に応じて条例に基づく廃棄物の不法投棄等のある土地、建物等への立ち入り調査を実施し、違反が ある場合には適切な指導等を行います。また、不法投棄等の通報に対して現場確認を行うとともに、必 要に応じて警察等と連携し適正な対処を図ります。
- 資源ごみ回収団体の育成に向けた助成及び登録・実績報告の要請
- 収集・運搬業務の民間委託
- ◆ 立ち入り調査の実施
- ⑤ 通報に対する現場確認

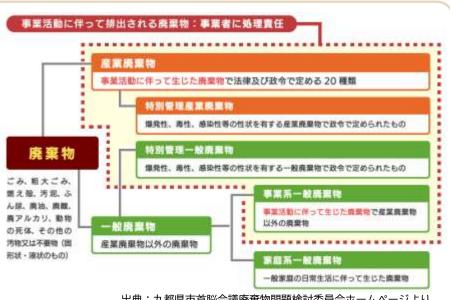
#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 資源ごみ回収活動実施団体の登録数	3 団体	団体数の増加を目指す
② 資源ごみ収集量 (資源ごみ回収事業・資源ごみ回収活動実施団体)	192. 42 t	収集量の増加を目指す

#### olumn 廃棄物の分類について (産業廃棄物と一般廃棄物)

廃棄物(ごみ)は、「産業廃棄 物|と「一般廃棄物|の2種 類に区分されています。

産業廃棄物は、燃え殻や汚 泥、廃油、廃プラスチック、 金属くず、がれき、畜産農業 の動物のふん尿など、20種類 の区分があり、それぞれの適 正な処理が求められます。



出典:九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会ホームページより

## 方針Ⅲ 自然をまもる 共生する地域づくり

## 施策Ⅲ-1 魅力的で質の高い自然環境の保全

#### 取り組み① 身近な「みどり・みず」の空間を創出する

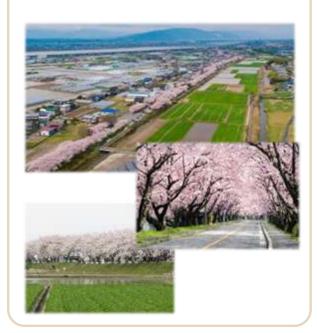
- 鍋田川、中央幹線排水路など、町内を流れる河川や水路について、水辺空間としての保全や活用に向け た改修等を検討します。
- 木曽川グラウンド、グルービーパーク木曽川等について、適正な整備、維持管理を推進します。
- ① 親水空間の機能強化
- ② 都市公園の適正な維持管理

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 親水空間の機能強化に関する取り組み実績	10 回	取り組みを推進する

#### Column 鍋田川の桜並木

愛知県との県境沿いに流れる一級河川鍋田川沿線に 約 4km にわたり、ソメイヨシノを中心に約 900 本の 桜が植えられており、木曽岬町の観光スポットとな っています。



#### Column グルービーパーク木曽川等

木曽川の河川敷を活用した、川辺の散策やジョギング、ディキャンプやバーベキュー等ができる場所として整備された空間です。芝生の広場やサッカー場、野球場などもあり、多目的での利用が可能となっています。





#### 取り組み② 農地や林地を適正に保全する

- 木曽岬町は、町のマスコットキャラクターのモチーフに特産品である「トマト」が採用されるように、 トマト栽培が盛んであり、また、作付面積としては水稲の作付も盛んです。一方で、農業従事者の高齢 化や後継者不在等の問題も見られます。
- より安定的な営農環境の構築に向けて、農地の集積・集約化、担い手の確保などを進めながら、安定的な営農を図るための取組みや情報発信を行うとともに、必要に応じて支援を検討します。
- 土地改良区が管理する施設における太陽光発電設備などの設置促進や、認定農業者及び人・農地プランの中心経営体の農業施設における自己利用を主とした太陽光発電設備などの設置を促進し安定的な営農を図ります。
- 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した桜の木の保全・害虫からの防除等の取組みを継続するとともに、その取組みや実績を町民に広く周知します。
- 太陽光発電を使用した営農の推進
- ② 町森林環境教育事業の継続・充実

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① みえ森と緑の県民税市町交付金	5,367 千円※2023 年実績	交付額の全額活用を目指す

### 施策Ⅲ-2 人と生き物が共生する生態系の保全

### 取り組み③ 在来の自然生態系を守り育む

- 桜の木を食害する特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの駆除・防除を継続的に実施します。
- 町内の豊かな自然に生きる希少動植物、在来動植物の調査・保護活動を継続的に実施します。
- 農作物に被害を及ぼす、ヌートリア、イタチ、アライグマの特定外来生物について、飼育・輸送の禁止 等の通知や、駆除に関する情報発信を行います。
- 三重県の進める「みえ生物多様性パートナーシップ協定」について、町内事業者に対する情報発信を進め、生物多様性保全に繋がる活動に協力的な事業者の登録を支援します。
- 侵略的外来種の駆除の実施
- 希少動植物の調査・保護
- 3 外来種の知識、駆除等に関する情報発信
- みえ生物多様性パートナーシップ協定の推進

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① クビアカツヤカミキリによる被害木の本数	144 本	被害木ゼロを目指す
② みえ生物多様性パートナーシップ町内事業者数	0 社	登録数の増加を目指す

#### Column みえ生物多様性パートナーシップ協定

三重県では、生物多様性保全活動団体の活動の支援に向けて、 生物多様性保全活動団体と事業 者等とのマッチングを進め、そ の活動を強化する仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」が実施されています。

令和4年度時点では、桑名・員 弁地域の市町に所在する2事業 者が登録しています。

					XMMM	MANORN
١	JPExンジニアリング	10-01	ウミガメネットワーク	9 × 8 × 46.86	MB4-BeMB	利29.6.7ポージ・ライデ 協定締結 終了
ı	1-> + 自動機機	受知能 用改布	1186	ボスボーコンケール	即內字級	1129.6,7パーロッド 位定時期 親子
F	大割ハウス 卓在皇	Maked.	ちょっと自然	たわ前の生態調査、報告会	MIIII 用食、 ATF	1129.9.26N - 13-317 協定締結
ı	大学性セメント (種様で集)	n4<6	v4<6. ∃88.	ヘルダモヤマガラシの複数試験	41.82×6.06	1109.9.966* -97-947 00359680
ı	東芝メセツ (株) 四日中工場	MEAR	四日本再高等学校 自然研究会。 最后高等学校 MIRAI研究所	フタロツの報道活動の要達	いなべか、森野町 押目亦か、	R3.12.244"-H-147" SECREE
ı	司克子動在	.00	高州水政策 三班大学	カタバタモロコの役を活動	IPM III READS	1131.3.2867-19-297 指定時間
I	NTN:LE型作用	*80	多核自然存成の会	イヌナシの保全試験	<b>新</b> 化化	81.5:18ギートデーラナブ 協定解除
ı	三根大学	180	日本際品の会主権	点類(シロチドリ、コアジケシ等) 質解等の保全	ma	第2条10ペードーサデ 協定解析
I	株式会社工具	乗加助 お占証が	株式会社二五 市・サイ	オオキンティギクの歌類状態	ma	第3月17月-11-29万 銀式:練稿
	バイオマス バリーテクノロジーズ	esco				
ı	三郎エネウッチ (株)	MRO	ウェルメ ネットワーの三級 ウェルス保護	01.8.4保護	1388690	RS.T.16"-93-393"
ŀ	大場市景(作)	MRG			0-0-8	0199902
ŀ	PR環境サービス(株)	mer.				

### 取り組み④ 人と生き物が共生できる環境をつくる

- 近年、特定外来生物であるヌートリア、イタチ、アライグマによる農作物被害が多発しており、改めて 人と生き物の共生できる環境の形成が求められています。
- 農作物被害をもたらす、ヌートリア、イタチ、アライグマといった害獣等の対策としては、捕獲檻の貸出を行うとともに、捕獲後の回収・処分を行います。
- 飼い犬、飼い猫の避妊・去勢手術費の助成を通じて、無秩序な繁殖や飼育放棄の抑制等に努めます。
- 飼い主に対する 1 年 1 回の狂犬病予防接種の適正な実施について、町内での集合注射や市委託動物病 院等に関する情報発信を行います。
- 町防除実施計画に基づく取り組みの推進
- ② 犬・猫避妊等手術費補助金の交付
- 狂犬病予防接種の適正実施

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 特定外来生物(ヌートリア、イタチ、アライグマ)の捕獲頭数	14頭	捕獲頭数ゼロを目指す <sup>※</sup>

※対象とした3種の特定外来生物が減少し、捕獲行為が必要なくなる状況を目指す。 発券された場合はこれまでと同様に捕獲を行う。

#### Column オオキンケイギク(特定外来生物)の拡散防止について

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生態系などに影響を及ぼすものとして指定された生物であり、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・野外に放つことなどが禁止されています。身近なところでは、町内でも路肩などで見かける「オオキンケイギク」が特定外来生物に指定されています。鮮やかな黄色の花を着けますが、自宅に持ち帰り栽培することは、法律で禁止されています。特定外来生物の拡散防止のため、正しい知識を持つことが大切です。



## 方針IV みんなでまもる パートナーシップの仕組みづくり

## 施策IV-1 環境学習の充実

#### 取り組み① 環境に関する情報をまとめ発信する

- 小中学校の図書室への環境学習用図書の配架を促進するため、必要な図書等の購入を推進します。
- 環境配慮行動等に関する情報発信について、ホームページ、広報誌等の町広報メディアや、協力体制に ある民間団体等とともに情報発信を行います。
- 環境学習等の積極的な参加を促すため、興味・関心を高める情報発信手法を検討し、実践します。
- 小中学校での環境学習用図書の購入
- ② 環境に関する情報発信
- ❸ 環境学習、イベント等の情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① イベント等を通じた環境関連情報の発信件数	1件	件数の増加を目指す

#### 取り組み② 環境学習が受けられる機会を増やす

- 町内小中学校と連携し、木曽岬干拓地メガソーラーの見学会等を開催し、生徒、児童の再生可能エネルギー等への理解と興味関心の向上を図ります。
- 小学校での「学校の森」や「ビオトープ」について、より多様な年齢層に対する環境学習の場としての 活用を検討します。
- 環境関連施設等の見学会の実施
- ② 学校内環境学習の実施
- ❸ 環境学習の場としての「学校の森」や「ビオトープ」の活用

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 環境関連施設への見学実施回数	小学校 1回/校 中学校 1回/校	実施数の維持を目指す
② 環境学習の実施件数	小学校 5回/校 中学校 2回/校	実施数の維持を目指す

## 施策IV-2 環境保全活動に参加しやすい環境づくり

### 取り組み③ 住民・事業者・団体等の積極的活動を支援する

- 町内で行なわれる美化清掃活動の支援に向けて、ごみ袋の無償提供を継続して実施するとともに、制度 の活用に向けた情報発信を行います。
- 青少年育成町民会議が主体となり環境緑化の推進と緑化意識の高揚を図るため、各公共施設に年2回 花苗を配布し、快適でうるおいのある景観保全に努めます。
- 町民や事業者等の自主的な環境保全活動について、広く町民等に周知するための情報発信の仕組みを 検討します。
- 美化清掃活動へのごみ袋無償提供
- ② 花いっぱい運動の実施
- ❸ 民間による積極的活動に関する情報発信

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 美化清掃活動のごみ袋の提供数	4, 299 枚	提供数の増加を目指す

#### 取り組み④ 民間の力を発揮しやすい官民連携体制を構築する

- 環境保全等に資する取り組みを進める事業者との包括協定の締結を推進し、民間が町内で活動しやすい体制の構築を推進します。
- 桑員4市町が連携し策定する広域計画に基づき、市町間での情報交換や環境学習等での他市町住民の 受け入れ等、広域連携に基づく取り組みを検討します。
- 環境に関する包括協定に基づく取り組みの推進
- ② 広域計画に基づく市町間連携の強化

#### ■当面の進捗目標

進捗管理指標	現状値(2022 年)	目指す方向性
① 環境に関する包括協定の締結事業者数	0 件	締結数の増加を目指す

## V アクションプランの推進体制

## 1. 計画推進の仕組み

- 広域環境基本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくため、住民、事業者、団体及び行政等の各主体が、協力・連携を図りながら、各主体の環境保全活動を促進するとともに、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流、連携した行動・事業の実施等を進めていきます。
- 2市2町は、それぞれの市町の条例において、年次報告として「桑名・員弁広域連合及び地域自治体と協働し、毎年、環境の状況並びに環境の保全と改善に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。」と定めています。
- 条例に基づく上記の年次報告については、2市2町のアクションプランに位置づけた進捗管理のための指標をもとに、毎年2市2町の環境審議会等において報告し、その結果をもって桑名・員弁広域連合事務局の点検を行い、住民への公表をすることで進めます。
- 計画全体については、2市2町の年次報告を踏まえて、概ね5年後の中間見直しに併せて計画の 評価指標に基づき、桑名・員弁広域連合としての評価を行います。
- 具体的な進行管理の仕組みは、以下のとおりとします。

### (1)計画全体の進行管理

- 広域環境基本計画の全般にわたる計画進捗状況の管理については、桑名・員弁広域連合が事務局となって管理を行うものであり、2市2町から報告を受けた計画の進捗状況を取りまとめ、住民に公表するとともに、桑名・員弁広域連合議会へ状況報告を行う事とします。
- 計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、概ね5年間を基本に中間見直しを行います。ただし、国や県の2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関連する脱炭素化の取り組みに関しては、令和12年度(2030年度)での検証を行うものとします。
- ただし、環境問題や社会情勢等の変化を踏まえた計画の見直しが生じた場合、桑名・員弁広域連合の事務局及び2市2町で検討し、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

## (2) 2市2町のアクションプランの進行管理

- 広域環境基本計画の実現に向けて位置づけた2市2町のアクションプランの管理については、2 市2町が主体となり管理を行うものです。
- 2市2町のアクションプランに位置づけた施策進捗管理目標及び取り組みの進捗状況を取りまとめ、2市2町において、住民・事業者・団体等の代表及び有識者で構成される環境審議会へ報告するとともに、桑名・員弁広域連合事務局へ報告するものとします。
- 2市2町のアクションプランの計画期間は、最長で計画全体の中間見直し(概ね5年後)までに見直すことを基本としますが、2市2町での取り組みの進捗状況や新たな取り組みの実施、地域情勢の変化等を受けて、2市2町のアクションプランの見直しが生じた場合、2市2町の事務局で検討し、環境審議会に報告の上で、状況に応じて柔軟な対応を図っていくこととします。

## 2. 計画の進行管理の流れ

- 計画全体及び2市2町のアクションプランの進行管理の流れは、以下のとおりです。
- 計画全体は、概ね5年を目途に「計画・見直し」を行うものとし、実施・点検については、2市2 町のアクションプランにおける毎年の実施・点検の報告を受けて行うものとします。
- 2市2町では、2市2町のアクションプランに位置づけた取り組みを「実施」し、年次報告に基づく「点検」を行いながら、必要に応じて「改善」を行うものとします。

### 【全体】桑名・員弁広域環境基本計画

計画・ 見直し

- 計画の策定・見直し
- 実施・点検を踏まえた、見通し・課題の整理・分析
- 状況に応じた見直し



概ね5年を目途に見直し(脱炭素化視点で2030年に見直し予定)

実施・ 点検

● 計画及び施策の取り組みを、住民・事業者・団体・行政等の主体が連携しながら実施

毎年 実施

- 2市2町の状況報告を広域連合事務局で点検
- 構成自治体協議会、広域連合議会への報告
- 住民に公表

#### 【個別】アクションプラン

毎年の年次報告を踏まえ、必要に応じて適宜見直し

実施

- 2市2町のアクションプラン に基づく取り組みを実施
- 2市2町の住民、事業者、団 体などとの協力・連携

点検

- 進捗管理の指標の取得と状況報告の整理
- 2市2町の環境審議会への報告
- 広域連合事務局への報告
- 住民への報告

改善が必要な場合

改善

- ※進捗管理の指標、取り組み実施の状況等を踏まえて検討
- 各取り組みの進捗状況の把握
- 状況に応じた見直し

桑名·員弁 広 域 環 境 基 本 計 画

KUWANA INABE KISOSAKI TOIN

発行年 令和6年3月

監修・発行 木曽岬町、桑名・員弁広域連合